

# Intellectual Property Newsletter No. 80



## Contents

### 特許紛争

#### 職務発明規程が定められていなかった場合の発明の帰属

知財高裁(2部)令和5年6月22日判決〔ウエットティッシュ用ボックス容器事件〕

### 商標

#### 国際オリンピック委員会による「五輪」商標の登録は無効でないとした事例

知財高裁(1部)令和5年5月22日判決〔「五輪」商標登録事件〕

### 著作権

#### ブログ等の投稿等による名誉棄損等に基づく共同不法行為責任が認められた事例

東京地裁(29部)令和5年6月9日判決〔ブログ等投稿名誉棄損事件〕

事務所 *News*

セミナーのご案内

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

## 特許紛争

## 職務発明規程が定められていなかった場合の発明の帰属

黒田 佑輝  
PROFILEはこちら

知財高裁(2部)令和5年6月22日判決(令和5年(ネ)第10030号)裁判所ウェブサイト〔ウェットティッシュ用ボックス容器事件〕

裁判例はこちら

本判決は、職務発明に関する紛争ですが、原告が、問題となった3件の特許権(「本件各特許」)が冒認されたとして、特許法74条1項に基づいて、被告から原告への移転請求を求めたという少し珍しい事案であり、一審・控訴審共に原告の請求を却けました。

原告(控訴人)は、合成樹脂加工等を目的にする株式会社であり、被告(被控訴人)は、プラスチック加工機械の製造等を目的とする株式会社です。被告代表者は、平成24年5月に原告の従業員となり、平成30年10月1日に原告を退職しました。その後、被告を設立し、自らが発明したウェットティッシュ用ボックス容器に関する3件の発明(「本件各発明」)について特許を受ける権利を被告に承継させて、被告が本件各特許の特許権者となりました。本件各発明の完成時期について当事者間には争いがあり、原告は、被告代表者が原告に在籍していた平成30年5月頃、被告は、被告代表者の原告退職後と主張していますが、原審・控訴審ともに、原告の主張通り、被告代表者が原告に在籍をしていた平成30年5月に発明が完成していたと仮定して判断をしています。

仮に、被告代表者に特許を受ける権利が原始的に帰属している場合、特許法34条1項に基づき、特許を受ける権利の承継は、特許出願をしなければ第三者に対抗できません。つまり、被告代表者から承継して出願した被告が原告に優先することになります。そこで、原告が勝訴するためには、発明者である被告代表者にそもそも特許を受ける権利が帰属したことはなく、原告に原始的に帰属したと主張する必要があります。

平成30年5月当時、原告には、平成25年4月1日施行の就業規則がありましたが、そこには、特許を受ける権利が発明者に帰属し、会社に承継されることを前提とした定めがありました。

そこで、原告は、控訴審において、大きく2つの主張をしました。一つは、就業規則の規定は、実態としては機能しておらず、原告と被告代表者を含む従業員の間では、特許を受ける権利が原告に帰属するという黙示的な合意があり、これによって就業規則の定めがいわば上書きされているというものでした。もう一つは、平成30年9月3日付の「職務発明取扱規程」であり、平成26年1月1日以降の発明に遡り、職務発明が原告に原始的に帰属する旨が定められているというものでした。

控訴審は、前者の主張について、一般論として、平成27年改正特許法35条3項にいう「契約、勤務規則その他の定め」に黙示の合意が含まれることは否定しませんでした。就業規則の規定の変更手続や、その他、原告と従業員の間で原始取得に関する協議などが行われたという事情もないなどと述べ、この主張を否定しました。

後者について、一審判決は職務発明取扱規程に関する原告の主張経緯(当初は平成26年1月1日に制定したと主張していたが、被告から、文言が平成27年改正特許法を前提にしていると指摘された後、平成30年9月3日に制定され、遡及適用されると主張を変遷させた)からみて、そもそも当該規程が被告代表者の原告在籍期間の間に制定されたとは認められないと判断しました。控訴審は、原審の判断を直接踏襲せず、仮に職務発明取扱規程が平成30年9月3日に制定されていたとしても、それ以前に完成した発明について権利の帰属を原始的に変更できないとして、この主張も否定しました。

本件は、職務発明の定めや運用に抜け漏れがあるという、よくある中小企業の実態から生じる紛争事例として参考になると考えられます。

[← 目次へ戻る](#)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

## 商標

## 国際オリンピック委員会による「五輪」商標の登録は無効でないとした事例

手代木 啓  
PROFILEはこちら

知財高裁(1部)令和5年5月22日判決(令和4年(行ケ)第10065号)裁判所ウェブサイト[「五輪」商標登録事件]

裁判例はこちら

## 1. 事案の概要

本件は、スイス法人である国際オリンピック委員会が、平成31年2月1日、「五輪」の標準文字からなる商標(本件商標)について、教育、訓練、娯楽、スポーツ及び文化活動に関する第41類に属する商品及び役務を指定商品及び指定役務として商標権の設定登録を受けたことに端を発する事案です。

原告Xは、国際オリンピック委員会を被告Yとして、本件商標の指定役務中、第41類の全指定役務に係る商標登録について無効理由が存在するとして商標登録無効審判(無効2021-890047号事件)を請求しましたが、特許庁は当該請求が成立しないと審決(本件審決)を下したため、XがYに対して本件審決の取消しを求めたのが本件訴訟となります。

## 2. Xの主張

Xは、本件審決には以下の取消事由が存在すると主張し、本件審決の取消しを求めました。

- ・ 取消事由1(手続違背): Yは、外国会社でなく、日本で認許された外国法人(民法35条1項)でないため、商標権者となるための権利能力を有さない。
- ・ 取消事由2(商標法3条1項柱書きの要件の判断の誤り): Yは、本件商標の全指定商品・役務について、「五輪」が創作・使用されて以来現在に至る80年以上という長期間にわたり、本件商標を全く使用していないこと等から、商標法3条1項柱書の「自己の業務に係る役務について使用をする商標」の要件を充足しない。
- ・ 取消事由3(商標法3条1項2号該当性判断の誤り): マスメディアで広く使用され、また、オリンピック競技大会に便乗するために幅広い商品・役務の事業者によって使用された結果、同大会に係る標章として国民の間に広く認識される

に至り、俗称となったので商標法3条1項2号の「慣用されている商標」に該当する。

- ・ 取消事由4(商標法4条1項6号該当性判断の誤り): (本件審決が「五輪」を商標法4条1項6号の「公益に関する事業であって営利を目的としないもの」(非営利公益事業)を表示する標章に該当するとして、Yは同条2項の「公益に関する事業であって営利を目的としないものを行っている者」(非営利公益団体)に当たるため、結果として同条1項6号は適用されないと判断したのに対し) Yは、日本で認許された外国法人でないため、商標法4条1項6号の非営利公益団体に当たらず、Yが主催するオリンピック競技大会も同号の非営利公益事業ではないため、そもそも同号に該当しない。
- ・ 取消事由5(商標法4条1項7号該当性判断の誤り): 本件商標は誰でも自由に使用できる「公有」ともいうべき状態となっており、特定の者に独占されることが好ましくないものであるから商標法4条1項7号の「公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある商標」に該当する。
- ・ 取消事由6(商標法4条1項10号該当性判断の誤り): 「株式会社Olympic」を中核企業とする株式会社Olympicグループは、引用商標「Olympic」の下で、本件商標の指定商品・役務に含まれている、複数の事業を展開した結果、引用商標は、商標法4条1項10号の「他人の業務に係る…役務を表示するものとして需要者の間に広く認識されている商標」に該当する。

ご参考までに、上記Xの主張する取消事由に関連する商標法の条文は以下のとおりです。

第三条 自己の業務に係る商品又は役務について使用をする商標については、次に掲げる商標を除き、商標登録を受けることができる。

次ページへ続く ➤

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターにのみ依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

…

二 その商品又は役務について慣用されている商標

…

第四条 次に掲げる商標については、前条の規定にかかわらず、商標登録を受けることができない。

…

六 国若しくは地方公共団体若しくはこれらの機関、公益に関する団体であつて営利を目的としないもの又は公益に関する事業であつて営利を目的としないものを表示する標章であつて著名なものと同一又は類似の商標

七 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある商標

…

十 他人の業務に係る商品若しくは役務を表示するものとして需要者の間に広く認識されている商標又はこれに類似する商標であつて、その商品若しくは役務又はこれらに類似する商品若しくは役務について使用をするもの

…

2 国若しくは地方公共団体若しくはこれらの機関、公益に関する団体であつて営利を目的としないもの又は公益に関する事業であつて営利を目的としないものを行つている者が前項第六号の商標について商標登録出願をするときは、同号の規定は、適用しない。

### 3. 裁判所の判断

裁判所は、上記のXの各主張について、以下のとおり判断しました。

#### (1) 取消事由1について

まず、裁判所は、商標法77条3項が準用する特許法25条が「日本国内に住所又は居所(法人にあつては、営業所)を有しない外国人は、次の各号の一に該当する場合を除き、特許権その他特許に関する権利を享有することができない。」としつつ、同条3号は「条約に別段の定めがあるとき」と規定していることを示し、パリ条約2条1項が「同盟国の国民は、内国民に課される条件及び手続に従う限り、内国民と同一の保護を受け、かつ、自己の権利の侵害に対し内国民と同一の法律上の救済を与えられる。」と規定していることをもって、「条約に別段の定めがある

とき」に該当すると判断しました。そして、日本国及びスイスはパリ条約に加盟しており、Yがスイスの法律に基づく法人であることから、Yには、商標法が準用する特許法25条の権利享有の禁止は適用されないとしました。

#### (2) 取消事由2について

裁判所は、①Yがオリンピック競技大会を運営・統括していること、②オリンピック競技大会は、Yによって開催されている国際的スポーツ競技大会であつて、スポーツを通じた社会一般の利益に資することを目的としていること、③2019年2月21日付け日本経済新聞ネット版に、Yによる本件商標登録の出願は、2020年東京五輪・パラリンピックを控え公式スポンサー以外の便乗商法を防ぐのが狙い等の記載があることを総合し、Yは、「五輪」の俗称でも親しまれているオリンピック競技大会の主催者であつて、本件商標の登録査定時において、オリンピック競技大会を指称する「五輪」の語を使用する意思を有していたものと認められるとし、本件商標はYとの関係で「自己の業務に係る役務について使用をする商標」(商標法3条1項柱書き)に該当すると判断しました。

#### (3) 取消事由3について

裁判所は、上記(2)で述べた日本経済新聞ネット版に「日本で『五輪』はIOCが開催するオリンピックを意味するものとして周知、著名だ」等の記載があることをもって、「五輪」の語は、Yの主催するオリンピック競技大会の俗称として著名であつて、Yの役務の出所識別標識としての機能を有することが認められるとして、本件商標が事業者間において慣用された結果、出所表示機能を喪失するに至ったものと認めることはできないと判断しました。

#### (4) 取消事由4について

裁判所は、Xの主張は、本件商標が商標法4条1項6号に該当しない旨の主張であつて、本件商標が同号に該当しない商標であるとすれば、本件商標について同号が適用されないとした本件審決の結論に影響を及ぼすものといえないから、Xの主張は、主張自体に理由がないと判断しました。また、この点を措い

次ページへ続く ➤

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスを御受け頂ければと存じます。

ても、Yが国際的な非政府の非営利団体であって、Yが主催するオリンピック競技大会はスポーツを通じた社会一般の利益に資することを目的としていることから、裁判所は、オリンピック競技大会は商標法4条1項6号の非営利公益事業に当たるとともに、Yは同条2項の非営利公益団体に当たると判断し、いずれにしてもXの主張に理由はないと判示しました。

#### (5) 取消事由5について

裁判所は、「五輪」の語が、誰でも自由に使用できる「公有」ともいうべき状態になっているというXの主張の前提としている事実が証拠上認められず、むしろ上記のとおり「五輪」はYの役務の出所識別標識としての機能を有するので、Xの主張はその前提を欠くもので理由がないと判断しました。

#### (6) 取消事由6について

裁判所は、Xらの提出する証拠によって、Xの主張する引用商標(「Olympic」)が、他人(株式会社Olympicグループ)の業務に係る役務を表示するものとして需要者の間に広く認識されている商標であると認めることはできないとしてXの主張に理由がないと判断しました。

### 4. まとめ

以上の判断を前提に、裁判所は、Xの主張する取消事由はいずれも理由がないとし、Xの請求を棄却しました。

本判決は、国際オリンピック委員会という国際的なスポーツ組織が、「五輪」という語について日本において商標登録を行った事案に関するものであり、特殊性の強い事案ではありますが、全国紙においても掲載される等世間の耳目を集めた事案であり、かつ、外国法人の商標権に係る権利享有主体性や慣用商標該当性に関する判断等については実務の参考になる可能性もあると思います、ご紹介させていただきました。

[← 目次へ戻る](#)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

## 著作権

## ブログ等の投稿等による名誉棄損等に基づく 共同不法行為責任が認められた事例



重富 貴光  
PROFILEはこちら

東京地裁(29部)令和5年6月9日判決(令和2年(ワ)第12774号)裁判所ウェブサイト〔ブログ等投稿名誉棄損事件〕

裁判例はこちら

### I はじめに

本件は、X<sup>1</sup>がY<sup>2</sup>ら<sup>3</sup>に対し、Y<sup>2</sup>らが共同して複数のブログ等においてXの名誉を毀損等する内容の記事等を投稿したとして損害賠償等を請求した事案です。本件で問題とされた記事等投稿及び論点は多岐に亘りますが、紙幅の制約上、本稿では、YBのブログ投稿による名誉棄損、YBによる名誉棄損投稿に関連したYB、YC及びYDの共同不法行為、並びに損害論に関し、判決理由を一部抜粋してご紹介します。

### II 裁判所の判断概要

#### 1 名誉毀損の判断枠組み

- ▶ 名誉毀損とは、人の品行、徳行、名声、信用等の人格的価値について社会から受ける客観的な評価を低下させる行為であるところ、ある表現内容が名誉毀損に該当するというためには、表現行為が公然とされ、表現内容が不特定又は多数人に認識されるか、認識可能な状態に置かれる必要があると解される。
- ▶ ある表現の意味内容が他人の社会的評価を低下させるものであるかどうかは、当該表現についての一般の読者の普通の注意と読み方を基準として判断すべきものであるところ<sup>3</sup>、当該表現が特定の人物の実名を用いてされていなくても、当該表現についての一般の読者の普通の注意と読み方を基準として、当該表現の対象者を特定できれば足りると解するのが相当である。
- ▶ 事実を摘示しての名誉毀損にあっては、その行為が公共の利害に関する事実に係り、かつ、その目的が専ら公益を図ることにあった場合に、摘示された事実がその重要な部分について真実であることの証明があったときには、上記行為には

違法性がなく、仮に上記事実が真実であることの証明がないときにも、行為者において上記事実を真実と信ずるについて相当の理由があれば、その故意又は過失は否定される<sup>4</sup>。

- ▶ 一方、ある事実を基礎としての意見ないし論評の表明による名誉毀損にあっては、その行為が公共の利害に関する事実に係り、かつ、その目的が専ら公益を図ることにあった場合に、上記意見ないし論評の前提としている事実が重要な部分について真実であることの証明があったときには、人身攻撃に及ぶなど意見ないし論評としての域を逸脱したものでない限り、上記行為は違法性を欠くものというべきである<sup>5</sup>。そして、仮に上記意見ないし論評の前提としている事実が真実であることの証明がないときにも、事実を摘示しての名誉毀損における場合と対比すると、行為者において上記事実を真実と信ずるについて相当の理由があれば、その故意又は過失は否定されると解するのが相当である<sup>6</sup>。

#### 2 Xの同定可能性について

- ▶ YBは、YB各記事等<sup>7</sup>の大部分において、Xのハンドルネーム<sup>8</sup>を使用する人物についての事実の摘示又は論評をしている。Xがブログを開設していることやXアカウントを管理していることを知っている者であれば、Xであると特定することは可能であるといえ、YBブログ等の読者の普通の注意と読み方を基準とすれば、YB各記事等は、いずれもXについての事実の摘示又は論評であると理解される。

#### 3 YB各記事等の意味内容がXの社会的評価を低下させるものであるか<sup>9</sup>

- ▶ 【YB番号1の各記事】…YB番号1の各記事等は、一般の読者の普通の注意と読み方を基準として判断すれば、いずれ

<sup>1</sup> Xは、心理援助職に就き、スクールカウンセラー等として活動していた者です。

<sup>2</sup> Y<sup>2</sup>らは、YB、YC、YDの3者です。YBは心理療法家、YCは一般私人、YDは精神科医です。

<sup>3</sup> 最高裁昭和29年(オ)第634号同31年7月20日第二小法廷判決・民集10巻8号1059頁参照。

<sup>4</sup> 最高裁昭和37年(オ)第815号同41年6月23日第一小法廷判決・民集20巻5号1118頁、最高裁昭和56年(オ)第25号同58年10月20日第一小法廷判決・裁判集民事140号177頁参照。

<sup>5</sup> 最高裁昭和55年(オ)第1188号同62年4月24日第二小法廷判決・民集41巻3号490頁、最高裁昭和60年(オ)第1274号平成元年12月21日第一小法廷判決・民集43巻12号2252頁参照。

<sup>6</sup> 最高裁平成6年(オ)第978号同9年9月9日第三小法廷判決・民集51巻8号3804頁参照。

<sup>7</sup> YBが投稿した記事等は極めて多数に上りますが、裁判所は記事内容を大別してYB番号1ないし9の各記事等を「YB各記事等」と称しています。

<sup>8</sup> Xのブログにおいて、Xが設定していたハンドルネームをいいます。

<sup>9</sup> YB記事等の一部の記事に関する判示をご紹介します。

次ページへ続く ➤

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみならず、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをいただければと存じます。

も、Xが、YBに対し、本件原画像<sup>10</sup>を使用したことについて、真実は、著作権を侵害するものとはならないにもかかわらず、著作権を侵害する行為に当たり、犯罪であるなどとインターネット上で頻繁にコメントしたこと、その他これに関連するXの言動等の事実を基礎として、Xが「ストーカー」であるとの論評をするものであると認められる。…このような表現は、一般の読者の普通の注意と読み方を基準として判断すれば、Xが、いいがかりをつけて特定の他者につきまとい、迷惑をかける者であるとの印象を与えるものといえるから、これらの表現の意味内容は、いずれも、Xの社会的評価を低下させるものと認められる。

#### 4 違法性阻却事由の存否について

➤ 【YB番号1の各記事】…Xは、①YBによるYBブログ1の記事に関し、同ブログのコメント欄に、数回にわたり質問をしたこと、②YBが、YBブログ1に本件複製画像<sup>11</sup>を掲載した後、強い論調でYBを批判し、本件複製画像を削除するよう繰り返し要求したこと、③第三者のブログ上で、YBの行為を強く非難する言動をしていることが認められる。YBによるXがストーカーであるとの論評は、上記事実を前提としたものと考えられるものの、XからYBに最後にメッセージが送られた平成26年3月25日から、令和2年6月まで、繰り返し、合計951回にわたり投稿されていることからすると、もはや上記事実を前提とする論評の域を超え、Xに対する人身攻撃に及ぶ表現であるといわざるを得ないから、違法性が阻却されるとは認められない。

#### 5 共同不法行為の成否

➤ 民法719条の共同不法行為が成立するためには、共同行為者各自の行為が客観的に関連し共同して違法に損害を加え、各自の行為がそれぞれ独立に不法行為の要件を備えることを要する<sup>12</sup>。

➤ (客観的関連共同認定根拠としてYC及びYDが、YBブログのXに対する名誉棄損等記事のコメント欄に投稿をしていること等を認定したうえで)Yらは、平成27年10月14日以降の、YB番号1…の記事等の投稿…によるXに対する名誉権侵害の限度で、客観的に関連共同しているといえ、共同不法行為が成立する。

6 名誉棄損等による損害(YB番号1の各記事等の投稿)による損害

- Yらによる共同不法行為は、平成27年10月頃から令和2年6月頃まで、4年を超える期間にわたって継続して行われ、その合計記事等数は、YBにつき優に1000件を超えている。
- YBは、同一の記事の内容を複数の掲示板に投稿する、名誉毀損等の表現内容を含む記事へ遷移するよう、別の媒体の記事にリンクを貼るなどしていたことが認められることからすると、実際には、上記記事数では考慮できないほどの表現の拡散があったといえる。
- YDが精神科医であることを考慮すると、Xは、YBに対し、恋愛感情等を持って特定の者につきまとい犯罪行為をしている者であるとの摘示事実や、Xは、PTSDや解離性同一性障害などの精神障害を患っているとの摘示事実の各内容が、YDブログの読者に真実らしく受け止められるおそれは高く、Xの社会的評価の低下に少なくない影響を与えたと認められる。
- Xが心理援助職に就いており、各種学校にスクールカウンセラーとして稼働する者であること、証拠…によれば、Xは、YBによるG<sup>13</sup>に対する嫌がらせ等が懸念されることを理由に、同団体が独自に認定するカウンセラーとしての資格をなく奪われたと認められることなどを併せ考慮すれば、Xの損害額を250万円と認めるのが相当である。

### III コメント

ブログ及びツイッターの普及に伴い、ブログ等の投稿等を通じた情報発信及び意見交換は盛んに行われていますが、本判決は、かようなブログ等の投稿等に関し、名誉棄損、共同不法行為の成否及び損害論について詳細に検討したものです。本判決は、名誉棄損及び共同不法行為の成否に関し、これまでの最高裁判例等が示した規範を提示しつつ、本件に現れた事情に即して当てはめを行ったうえで、相応に高額な損害額を認定したものです。本件では、YB、YC及びYDによる記事投稿は4年を超える期間に亘って継続して行われており、YBによる記事投稿は優に1000件を超えていたという事情が相応に高額な損害額認定につながったように思われます。事例判決ではありますが、ブログ等の投稿等に基づく損害賠償責任を検討するにあたって参考になると思料します。

<sup>10</sup> Xが著作権を有する画像をいいます。

<sup>11</sup> 本件複製画像とは、本件原画像を複製した画像をいいます。

<sup>12</sup> 最高裁昭和39年(オ)第902号同43年4月23日第三小法廷判決・民集22巻4号964頁参照。

<sup>13</sup> Gとは、Xの所属先を意味します。

← 目次へ戻る

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみならず、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。



## 事務所 News

## 当事務所の知的財産グループが

## IAM Patent 1000 Japan Domesticの分野で高い評価を得ました

Law Business Research Ltdが発行するIAM (Intellectual Asset Management) Patent1000の2023年版において、当事務所はJapan Domesticの下記分野において高い評価を得ました。また当事務所の弁護士が各分野で高い評価を得ました。

## 【分野】

・Silver : Litigation  
・Recommended : Transactions

## 【弁護士】

・Litigation  
Silver : 重富 貴光  
Bronze : 平野 恵稔  
Bronze : 古庄 俊哉

・Transactions  
Recommended : 重富 貴光  
Recommended : 廣瀬 崇史

[IAM Patent 1000のサイトはこちらからご覧いただけます](#)



## セミナーのご案内

大阪エリア

## 明日からでも取り組める！中小企業の情報管理のポイント

- 日時** 2023年9月15日(金)16:00-18:30
- 会場** クリエイション・コア東大阪 (住所: 東大阪市荒本北1-4-17 クリエイション・コア東大阪南館2F)
- 講師** 松本 健男
- 定員** 20名
- 主催者** 公益財団法人大阪産業局 MOBIO(ものづくりビジネスセンター大阪)
- 内容** 営業秘密管理の重要性は従前から説かれているところですが、昨今、政府が経済安全保障に注力するようになったこともあり、一層注目されています。  
本セミナーでは、事例を交えて技術情報や顧客情報の漏洩リスクについて説明し、予防策をご説明します。中小企業でも比較的取り組みやすい事項に焦点を当ててご紹介する予定です。

[セミナーの詳細及び申し込み方法は、こちらをご覧ください](#)

[← 目次へ戻る](#)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。